

事 務 連 絡

令和5年(2023年)10月19日

高齢者福祉施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

高齢者施設・事業所の利用者・職員等に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した時の発生報告の取りやめについて

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

高齢者施設・事業所の入所施設の入所者や職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者とされた方がおられた場合、陽性者および支援要請の早期把握を目的に、令和5年5月11日付け事務連絡により、滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課にご連絡いただいているところで

す。経過措置期間の経過に伴いこの取り扱いを改め、今後は医療福祉推進課への従前の「新型コロナウイルス感染症発生報告書」の提出は不要といたします。

なお、インフルエンザなど他の感染症と同様に、下記のア、イまたはウの事案が発生した場合には保健所および県（医療福祉推進課）・市町の主幹部局への報告は引き続き必要ですのでご注意ください。（厚生労働省通知（平成17（2005）年2月22日付厚生労働省通知（令和5（2023）年4月28日一部改正）「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」）各保健所への報告様式は別添の報告様式集をご確認ください。当課への報告は、各保健所報告様式により報告下さい。

各施設・事業所におかれましては、引き続き感染対策の徹底に御尽力いただきますよう、よろしく申し上げます。

#### 記

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護施設指導係 重富  
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851  
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp